

# さぼうほうしこうきてい 砂防法施行規程

めいじさんじゅう じゅう にじゅうろく ちよくれいさんびやくはちじゅうごう  
明治 30・10・26・勅令 382号

かいせいしょうわろくじゅうに せいれいにきゅうごう  
改正昭和 62 政令 295号

かいせいへいせいじゅういち じゅういち じゅう せいれいさんびやくごじゅうごう  
改正平成 11・11・10・政令 352号――

かいせいへいせいじゅうに ろく しち せいれいさんびやくじゅうごう  
改正平成 12・6・7・政令 312号――

かいせいへいせいじゅうよん に はち せいれい にじゅうしちごう  
改正平成 14・2・8・政令 27号――

かいせいへいせいじゅうよん じゅういち しち せいれいさんびやくにじゅうきゅうごう  
改正平成 14・11・7・政令 329号――

だいいちじょう かくどこうつうだいじん において さぼうほうだいいじょう により していするとちは かんぼうを もてこれをこくじすへし  
第1条 国土交通大臣ニ於テ砂防法第2条ニ依リ指定スル土地ハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

《改正》 へいじゅうせいさんびやくじゅうに  
平12政 312

だいにじょう さぼうほうじょうさんじょう により どうほうにきていしたるじこうをじゅんようすへきせつものはとどうふけんちじにおいて  
第2条 砂防法第3条ニ依リ同法ニ規定シタル事項ヲ準用スヘキ施設物ハ都道府県知事ニ於

テ其ノ地方ノ公布式ヲ以テ之ヲ告示スヘシ其ノ準用スヘキ事項ハ都道府県ノ条例ヲ以テ之ヲ

さだむただしどうほうだいいじょうさんじょうおびだいいじゅうよんじょうにきていしたるじこうはこれをじゅんようすることゝえす  
定ム但シ同法第13条及第14条ニ規定シタル事項ハ之ヲ準用スルコトヲ得ス

《改正》 へいじゅうよんせいさんびやくにじゅうきゅう  
平14政 329

だいにじょうの に さぼうほうだいいさんじょうの にのせいれいをもてさだむるてんねんのかがんはかせんほうしょうわさんじゅうきゅうねんほうりつだい  
第2条ノ2 砂防法第3条ノ2ノ政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ハ河川法(昭和39年法律第

ひやくろくじゅうしちごう だいいさんじょうだいいちこうのかせんいがいのかせんにかかわるてんねんのかがんとす  
167号) 第3条第1項ノ河川以外ノ河川ニ係ル天然ノ河岸トス

だいにじょうのさん さぼうほうだいにじょうによりかくどこうつうだいじんのしていしたるとちにおいてあるぜんじょうのてんねんのかがん  
第2条ノ3 砂防法第2条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ存スル前条ノ天然ノ河岸

にしてさいがいによりちすいじょうさぼうのためふつきゅうをひつよとするものいちじるしきけつかいまたはまいぼつにかわるもの  
ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ(著シキ欠壊又ハ埋没ニ係ルモノニ

かぎる には どうほうだい ごじょう だいろくじょうだいいちこうおよびだいさんこう だいきゅうじょう だいにじゅうじょう だいにじゅうにじょう だいにじゅうよんじょう  
限ル)ニハ同法第5条、第6条第1項及第3項、第9条、第10条、第12条、第14条、

だいにじゅうにじょう だいにじゅうよんじょう だいにじゅうろくじょう だいにじゅうしちじょうならびにだいにじゅうさんじょうをじゅんようす  
第22条、第24条、第26条、第27条並第43条ヲ準用ス

《改正》 へいじゅうにせいさんびやくじゅうに  
平12政3 1 2

だいさんじょう さぼうほうじょうよんじょうによりきんしもしくはせいげんすへきこうい はどうじょうだいいちこうのばあいにおいてはとどうふけん  
第3条 砂防法第4条ニ依リ禁止若ハ制限スヘキ行為ハ同条第1項ノ場合ニ於テハ都道府県

のじょうれいをもてだいにこうのばあいにおいてはこくごうつうしじょうれいをもてこれをさだむ  
ノ条例ヲ以テ第2項ノ場合ニ於テハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

《改正》 へいじゅうにせいさんびやくじゅうに  
平12政3 1 2

《改正》 へいじゅうよんせいさんびやくにじゅうきゅう  
平14政3 2 9

だいにじゅう さぼうほうじょうろくじょうだいいちこうによりこくごうつうだいじんにおいてさぼうせつびをかんにりしまたはそのいじをなす  
第4条 砂防法第6条第1項ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ヲ管理シ又ハ其ノ維持ヲナス

ばあいにおいてはそのさぼうせを、そのこうじをしこうするばあいにおいてはそのさぼうせつびこうじの  
場合ニ於テハ其ノ砂防設備ヲ、其ノ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ砂防設備工事ノ

しこういきおよびきこうねんどをかんぼうをもてこくじすへし  
施行区域及起工年度ヲ官報ヲ以テ告示スヘシ

2 ぜんこうのこうじをしゅうりょうしたるときはかんぼうをもてこれをこくじすへし  
前項ノ工事ヲ終了シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

さん さぼうほうだいろくじょうだいにこうによりこくごうつうだいじんにおいてさぼうせつびによりとくにりえきをうくるこうきょうだんたい  
3 砂防法第6条第2項ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体

のぎょうせいちょうにたいしそのこうじのしこうもしくはそのいじをなすことをしじするばあいまはどうほうだいいちこうの  
ノ行政庁ニ対シ其ノ工事ノ施行若ハ其ノ維持ヲナスコトヲ指示スル場合又ハ同法第3条ノ2

においてじゅんようするどうほうだいろくじょうだいにこうによりこくごうつうだいじんにおいてかんり いじもしくはこうじをおこなふばあい  
ニ於テ準用スル同法第6条第1項ニ依リ国土交通大臣ニ於テ管理、維持若ハ工事ヲ行フ場合

においてもまたぜんにこうのれいによる  
ニ於テモ亦前2項ノ例ニ依ル

《改正》 へいじゅうにせいさんびやくじゅうに  
平12政3 1 2

《1条削除》 へいじゅうにせいさんびやくじゅうに  
平12政3 1 2

だいごじょう さぼうほうだいにじゅうさんじょうだいいちこうによりこくごうにおいてふたんするきんがくはさぼうこうじによするひようのがく  
第5条 砂防法第13条第1項ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ハ砂防工事ニ要スル費用ノ額

どうほうだいにじゅうろくじょうによるふたんきんあるときはそのがくをこうじよしたるがく にどうほうだいにじゅうさんじょうだいいちこうに  
(同法第16条ニ依ル負担金アルトキハ其ノ額ヲ控除シタル額)ニ同法第13条第1項ニ

きていしたるふたんわりあいをじょうじてえたるがくとす  
規定シタル負担割合ヲ乗ジテ得タル額トス

だいろくじょう さほうほうだいにじゅうにじょう どうほうだいさんじょうの ににおいてじゅんようするばあいをふくむ によりとどうふけんちじに  
**第6条** 砂防法第22条(同法第3条ノ2ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ都道府県知事ニ

おいてどせき されき しぼくさ たけきおよびうんばんぐの きょうきゆうを なさしめむとするときはすくなくともごにちまえにその  
於テ土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ノ 供給ヲナサシメムトスルトキハ少クトモ5日前ニ其ノ

きょうきゆうせしむへき物件ノ種類、数量及補償金額等ヲ其ノ所有者ニ通知スヘシ若シ其ノ

しよゆうしゃふめいなるときまたはそのしよざいふめいなるときはぶつけんしよざいちのしちようそんちようにつうちすへし  
所有者不明ナルトキ又ハ其ノ所在不明ナルトキハ物件所在地ノ市町村長ニ通知スヘシ

だいしちじょう さほうほうだいにじゅうさんじょうによりとどうふけんちじ しちようそんちようまたはちほうこうきょうだんたいのくみあいもしくは  
**第7条** 砂防法第23条ニ依リ都道府県知事、市町村長又ハ地方公共団体ノ組合若ハ

すいがいよぼうくみあいのかんりしゃにおいてこくどこうつうだいじんノしていしたるとちまたはこれにりんせつするとちを  
水害予防組合ノ管理者ニ於テ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ隣接スル土地ヲ

ざいりょうおきばなどにきょうせむとするときはすくなくともごにちまえにまたこれにげんざいするしよがいぶつをじよきやく  
材料置場等ニ 供セムトスルトキハ少クトモ5日前ニ又之ニ現在スル障害物ヲ除却

せむとするときはすくなくともじゅうごにちまえにそのばしよもしくはしよがいぶつをそのしよゆうしゃにつうちすへしもしそ  
セムトスルトキハ少クトモ15日前ニ其ノ場所若ハ障害物ヲ其ノ所有者ニ通知スヘシ若シ其

のしよゆうしゃふめいなるときまたはそのしよざいふめいなるときはそのとちのしちようそんちようにつうちすへし  
ノ所有者不明ナルトキ又ハ其ノ所在不明ナルトキハ其ノ土地ノ市町村長ニ通知スヘシ

《改正》平12政312

だいはちじょう ぎょうせいちようもしくはそのめいをうけたるしじんにおいてさほうこうじをしこうせむとするときはすくなくとも  
**第8条** 行政庁若ハ其ノ命ヲ受ケタル私人ニ於テ砂防工事ヲ施行セムトスルトキハ少クトモ

しちにちまえにこれをそのとちしよゆうしゃにつうちすへしもしそのしよゆうしゃふめいなるときまたはそのしよざいふめい  
7日前ニ之ヲ其ノ土地所有者ニ通知スヘシ若シ其ノ所有者不明ナルトキ又ハ其ノ所在不明

なるときはそのとちのしちようそんちようにつうちすへし  
ナルトキハ其ノ土地ノ市町村長ニ通知スヘシ

だいはちじょうの に さほうほうだいさんじゅうにじょうだいにこうによるとどうふけんちじのししはどうほうまたはこれにもとづきてはつする  
**第8条ノ2** 砂防法第32条第2項ニ依ル都道府県知事ノ指示ハ同法又ハ之ニ基キテ発スル

めいれいによりしちようそんちようまたはちほうこうきょうだんたいのくみあいもしくはすいがいよぼうくみあいのかんりしゃにおいてしつこうする  
命令ニ依リ市町村長又ハ地方公共団体ノ組合若ハ水害予防組合ノ管理者ニ於テ執行スル

さほうぎょうせいにつきてなすものトす  
砂防行政ニ付テナスモノトス

だいはちじょうのさん さほうほうだいじゅうさんじょうだいいちこうによりこっこにおいてそのひょうのいちぶをふたんするさほうこうじの  
第8条ノ3 砂防法第13条第1項ニ依リ国庫ニ於テ其ノ費用ノ一部ヲ負担スル砂防工事ノ

けいかくならびにそのへんこうとうしょけいかのもくてきをへんこうせしむるにいたるらざるものをのぞく ていしおよびはいしはけい  
計画並其ノ変更(当初計画ノ目的ヲ変更セシムルニ至ラザルモノヲ除ク)、停止及廃止ハ輕易

なるじこうとしてこくどうつうだいじんのさだむるものをのぞきこくどうつうだいじんのにかをうくることをようす  
ナル事項トシテ国土交通大臣ノ定ムルモノヲ除キ国土交通大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

(かいせい) へいじゅうにせいさんびやくじゅうに  
《改正》平12政3 1 2

だいはちじょうのよん このめいれいにきていしたるこくどうつうだいじんのしょつけんはこくどうつうしょうれいのさだむるところによりその  
第8条ノ4 此ノ命令ニ規定シタル国土交通大臣ノ職權ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ

いちぶをちほうせいびきょくちょうまたはほつかいどうかいはつきょくちにいにんすることをえ  
一部ヲ地方整備局長又ハ北海道開発局長ニ委任スルコトヲ得

(ついか) へいじゅうにせいさんびやくじゅうに  
《追加》平12政3 1 2

だいはちじょうのご このめいれいによりちほうこうきょうだんたいがしよりすることとされているじむのないひだりにあ  
第8条ノ5 此ノ命令ニ依リ地方公共団体ガ処理スルコトトサレテイル事務ノ内左ニ掲

ぐるものはちほうじちほう しょうわにじゅうにねんほうりつだいろくじゅうしちごう だいにじょうだいきゅうこうだいいちごうにきていするだいいち  
グルモノハ地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号ニ規定スル第1

ごうほうていじゆたくじむとす  
号法定受託事務トス

いち だいにじょうおよびだいろくじょうないしだいはちじょうによりとどうふけんがしよりすることとされているじむ  
1. 第2条及第6条乃至第8条ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサレテイル事務

に だいちじょうおよびだいはちじょうによりしちようぞんがしよりすることとされているじむ  
2. 第7条及第8条ニ依リ市町村ガ処理スルコトトサレテイル事務

だいきゅうじょう さほうにかんするひょうのよさんにしてさほうほうだいにじょうによるとちのしていまえにかくていしたるものは  
第9条 砂防ニ関スル費用ノ予算ニシテ砂防法第2条ニ依ル土地ノ指定前ニ確定シタルモノハ

そのしていのためそのこうりよくをうしなうはす  
其ノ指定ノ為其ノ効力ヲ失ハス

に ぜんこうよさんによりしつこうすへきじこうはじゅうぜんのきていまたはかんしゅうによりすでにさだまりたるしつこうしゃにおいてこれ  
2 前項予算ニ依リ執行スヘキ事項ハ従前ノ規程又ハ慣習ニ依リ既ニ定リタル執行者ニ於テ之

をおこなふ  
ヲ行フ

だいいゅうじょう さほうほうにもとづきてはつするめいれいによりぎょうせいちょうのきよかをうくへきじこうはじゅうらいきよかをう  
第10条 砂防法ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政庁ノ許可ヲ受クヘキ事項ハ従来許可ヲ受

けたるものといえどもこくどうつうだいじんまたはとどうふけんちじのさだむるところのきげんないにおいてさらにそのきよかをう  
ケタルモノト雖国土交通大臣又ハ都道府県知事ノ定ムル所ノ期限内ニ於テ更ニ其ノ許可ヲ受

くへし  
クヘシ

(かいせい) へいじゆうにせいさんびやくじゆうに  
《改正》平12政312

だいじゆういちじょう さぼうほうだいごじゆうにじょうだいさんこうのせいれいをもてさだむるきかんはごねん にねんのすえおききかんをふくむ  
第11条 砂防法第52条第3項ノ政令ヲ以テ定ムル期間ハ5年(2年ノ据置期間ヲ含ム)

とす  
トス

(かいせい) へいじゆうよんせいにじゆうしち  
《改正》平14政027

に ぜんこうのきかんはにほんでんしんでんわかぶしきがいしゃ かぶしき うりはらうしゆうにゆう かつよう しゃかいしほん せいび そくしん  
2 前項ノ期間ハ日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進

かん とくべつそちほう しょうわろくじゆうにねんほうりつだいはちじゅうろくごう だいごじょうだいいちこうによりじゅんようするほじよきんなど  
に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項ニ依リ準用スル補助金等

かかわ よさん しつこう てきせいか かん ほうりつ しょうわさんじゆうねんほうりつだひやくななじゅうきゆうごう だいろくじょうだいいちこうによ  
係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項ニ依

るかしのけつていごとにそのかしのけつていにかかわるさぼうほうだいごじゆうにじょうだいいちこうまたはだいにこうによるかしのけつてい  
の貸付ノ決定毎ニ其ノ貸付ノ決定ニ係ル砂防法第52条第1項又ハ第2項ニ依ル貸付金ノ

こうふをかりようしたるひ そのひがそのかしのけつていありたる日にちのぞくするねんどのまつじつのぜんじつ以後のひ  
交付ヲ完了シタル日(其ノ日ガ其ノ貸付ノ決定アリタル日ノ属スル年度ノ末日ノ前日以後ノ日

なるときはそのねんどのまつじつぜんぜんじつ のよくじつよりこれをきさんすさぼうほうだいごじゆうにじょうだいいちこうまたはだいにこう  
ナルトキハ其ノ年度ノ末日ノ前日)ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス砂防法第52条第1項又ハ第2項

によるかしのけつてい金のしょうかんはきんとうねんぶしょうかんのほうほうによりこれをなすものとす  
ニ依ル貸付金ノ償還ハ均等年賦償還ノ方法ニ依リ之ヲナスモノトス

さん こつこはそのざいせいじょうきょうをかんあんしそどうとみとむるときはさぼうほうだいごじゆうにじょうだいいちこうまたはだいにこうによ  
3 国庫ハ其ノ財政状況ヲ勘案シ相当ト認ムルトキハ砂防法第52条第1項又ハ第2項ニ依

るかしのけつてい金のぜんぶまたはいちぶにつきぜんさんこうによりさだまりたるしょうかんきげんをくりあげしょうかん  
ル貸付金ノ全部又ハ一部ニ付キ前3項ニ依リ定マリタル償還期限ヲ繰上げ償還

をなさしむることをえ  
ヲナサシムルコトヲ得

よん さぼうほうだいごじゆうにじょうだいいちこうのせいれいをもてさだむるばあいはずぜんこうによりしょうかんきげんをくりあげしょうかん  
4 砂防法第52条第7項ノ政令ヲ以テ定ムル場合ハ前項ニ依リ償還期限ヲ繰上げ償還

をなしたるばあいとす  
ヲナシタル場合トス

ふ そくりやく  
附 則(略)